

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成30年12月27日(2018.12.27)

【公表番号】特表2017-538270(P2017-538270A)

【公表日】平成29年12月21日(2017.12.21)

【年通号数】公開・登録公報2017-049

【出願番号】特願2017-530156(P2017-530156)

【国際特許分類】

H 01 T 13/20 (2006.01)

H 01 T 13/16 (2006.01)

H 01 T 13/39 (2006.01)

【F I】

H 01 T 13/20 B

H 01 T 13/16

H 01 T 13/39

【誤訳訂正書】

【提出日】平成30年11月19日(2018.11.19)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ハウジング(2)と、該ハウジング(2)内に配置された碍子(3)と、該碍子(3)内に配置された中心電極(10)と、前記ハウジング(2)に配置された接地電極(5)とを有する点火プラグ(1)であって、前記接地電極(5)と前記中心電極(10)とは互いに、前記接地電極(5)と前記中心電極(10)とが火花ギャップを形成するように配置されており、前記中心電極(10)は電極ヘッド(4)で以って、前記碍子(3)の内側に構成された座部(3a)上に載っており、前記中心電極(10)が、電極ベース体(11)と該電極ベース体(11)内に配置されたコア(12)とを有しており、該コア(12)は、前記電極ベース体(11)の材料よりも高い熱伝導率を有する材料より成っている形式のものにおいて、

前記電極ベース体(11)が、1.7mmより大きくない直径(dE)を有しており、前記中心電極(10)が、少なくとも1つの第1の領域(15)を有しており、該第1の領域(15)内で前記電極ベース体(11)と前記コア(12)とがそれぞれ一定の直径を有しており、

少なくとも1つの前記第1の領域(15)内において、前記コア(12)の横断面が前記中心電極(10)の全横断面の少なくとも20%に相当する

ことを特徴とする点火プラグ(1)。

【請求項2】

前記碍子(3)が、該碍子(3)の内側に形成された前記座部(3a)の領域に2mmより小さくない壁厚を有している

ことを特徴とする請求項1記載の点火プラグ(1)。

【請求項3】

少なくとも1つの前記第1の領域(15)内において、前記コア(12)の横断面が、前記中心電極(10)の全横断面の最大で65%に相当する

ことを特徴とする請求項1または2記載の点火プラグ(1)。

【請求項 4】

前記電極ベース体（11）が、少なくとも0.15mmの周壁厚さcを有していることを特徴とする請求項1から3までのいずれか1項記載の点火プラグ（1）。

【請求項 5】

前記電極ベース体（11）の燃焼室側の端部（16）において、前記電極ベース体（11）の前記端部（16）と、前記コア（12）の燃焼室に面した端部（17）との間の間隔bが、3.5mmより大きくない

ことを特徴とする請求項1から4までのいずれか1項記載の点火プラグ（1）。

【請求項 6】

少なくとも1つの前記第1の領域（15）が、前記電極ベース体（11）の直径よりも長い

ことを特徴とする請求項1から5までのいずれか1項記載の点火プラグ（1）。

【請求項 7】

前記コア（12）の横断面と前記電極ベース体（11）の横断面とが同じ形状を有している

ことを特徴とする請求項1から6までのいずれか1項記載の点火プラグ（1）。

【請求項 8】

前記電極ベース体（11）が、ニッケル含有合金を有している

ことを特徴とする請求項1から7までのいずれか1項記載の点火プラグ（1）。